

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「30,900円」を「29,200円」に改め、同項第2号中「40,200円」を「38,500円」に改め、同項第3号中「43,300円」を「42,000円」に改め、同項第4号中「49,500円」を「51,400円」に改め、同項第5号中「61,900円」を「64,200円」に改め、同項第6号中「71,200円」を「73,800円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

第4条第1項第7号中「83,600円」を「86,700円」に改め、同項第8号中「95,900円」を「99,600円」に改め、同項第9号中「105,200円」を「109,200円」に改め、同項第10号中「111,400円」を「115,600円」に改め、同項第11号中「117,600円」を「122,000円」に改め、同項第12号中「123,800円」を「128,500円」に改め、同項第13号中「130,000円」を「134,900円」に改め、同項第14号中「142,400」を「147,700円」に改め、同項第15号中「154,800円」を「160,600円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に、「24,700円」を「25,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に、「40,200円」を「41,700円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。